

発議第8号

寡婦（夫）控除における適用基準の見直しを求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成29年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 倉田博之

賛成者 高山市議会議員 牛丸尋幸
水門義昭
渡辺甚一
山腰恵一
榎隆司

寡婦（夫）控除における適用基準の見直しを求める意見書

「寡婦（夫）控除」は、配偶者と死別または離別して子どもを養育するひとり親家庭に適用される国の税制優遇制度であるが、同じひとり親家庭でも婚姻歴がなければ適用されていない。そのため、適用外のひとり親家庭は所得税や住民税の負担が大きくなるばかりでなく、市町村にあっても課税所得から算定される保育施設の利用料などにおいて高い金額が設定されてしまう場合が多い。よって、婚姻歴のないひとり親家庭は、所得水準が低い傾向にあるひとり親家庭の中にあつて、さらに大きな不利益を受けているのが実態である。

また、この適用基準は、単に親にとって不公平であるだけでなく養育を受ける子にとつてもいわれのない大きな差別であり、子どもの平等な権利を願う視点からも憂慮すべき問題と言える。

これに対し、多くの市町村は、課税所得の算定において「寡婦控除のみなし適用」制度を導入し保育施設の利用料などでの軽減を図っているが、国の基準である所得税や住民税にその制度を適用することはできないため、根源的な不公平の是正はできていない。

よって、国におかれては、「寡婦（夫）控除」の適用における婚姻歴の有無基準を見直し、子どもを養育するすべてのひとり親家庭に制度が適用されるよう早急に税法を改正されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

高山市議会